

1 議 事 日 程（第3日）

（令和8年第1回有田川町議会定例会）

令和8年3月24日

午前9時30分開議

於 議 場

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 発委第1号 | アメリカ・イスラエルに対し、戦闘の即時中止と交渉による解決を求める意見書の提出について |
| 日程第2 | 報告第4号 | 令和8年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の事業計画及び予算について |
| 日程第3 | 議案第4号 | 令和7年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第4 | 議案第5号 | 令和7年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議案第7号 | 令和7年度有田川町簡易水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第8号 | 令和7年度有田川町下水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議案第9号 | 令和8年度有田川町一般会計予算 |
| 日程第8 | 議案第10号 | 令和8年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第11号 | 令和8年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第12号 | 令和8年度有田川町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第13号 | 令和8年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第14号 | 令和8年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第15号 | 令和8年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第16号 | 令和8年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第17号 | 令和8年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第18号 | 令和8年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第19号 | 令和8年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第20号 | 令和8年度有田川町水道事業会計予算 |
| 日程第19 | 議案第21号 | 令和8年度有田川町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第20 | 議案第22号 | 令和8年度有田川町下水道事業会計予算 |
| 日程第21 | 議案第23号 | 有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第24号 | 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第25号 | 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第26号 | 有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第25	議案第27号	有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第28号	有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第29号	有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第30号	有田川町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第31号	有田川町へき地保育所条例を廃止する条例の制定について
日程第30	議案第32号	有田川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第31	議案第33号	有田川町農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第34号	有田川町都市農山漁村総合交流促進施設宿泊棟条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第35号	有田川町野営場等林間休養施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第36号	有田川町山の家条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	議案第37号	有田川町ふるさとふれあいの丘条例の一部を改正する条例の制定について
日程第36	議案第38号	有田川町営キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第37	議案第39号	有田川町かなや明恵峡温泉条例の一部を改正する条例の制定について
日程第38	議案第40号	有田川町しみず温泉条例の一部を改正する条例の制定について
日程第39	議案第41号	有田川町花の里河川公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第40	議案第42号	有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第41	議案第43号	有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
日程第42	議案第44号	有田川町花の里河川公園の指定管理者の指定について
日程第43	議案第45号	有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意について
日程第44	議案第46号	有田川町栗生財産区管理会管理委員の選任の同意について
日程第45	議案第47号	有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
日程第46	議案第48号	有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
日程第47	議案第49号	有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
日程第48	議案第50号	有田川町道路線の認定について

- 日程第49 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第50 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第51 議案第51号 有田川町副町長の選任の同意について
 日程第52 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
 日程第53 常任委員会の閉会中の継続調査の件
 日程第54 議員派遣の件
 日程第55 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	神 山 裕 介	2番	井 本 芳 秀
3番	佐 曾 永 和	4番	濃 添 勇 作
5番	栗 山 昌 之	6番	椿 原 竜 二
7番	中 島 詳 裕	8番	谷 畑 進
9番	林 宣 男	10番	岡 省 吾
11番	森 谷 信 哉	12番	堀 江 眞智子
13番	増 谷 憲	14番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番	井 本 芳 秀	13番	増 谷 憲
----	---------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（12名）

町 長	坂 頭 徳 彦	住民税務部長	小 澤 俊 彦
福祉保健部長	井 本 英 克	総務政策部長	中 屋 正 也
消 防 長	岩 井 伸 幸	産業振興部長	南 長 寿
建設環境部長	森 本 博 貴	総 務 課 長	原 秀 文
財 務 課 長	青 石 元 希	企画調整課長	寺 杣 真 英
教 育 長	片 嶋 博	教 育 部 長	中 平 洋 子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	山 縣 和 弘	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（岡 省吾）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか11人であります。

なお、本日、町長より追加議案が1件提出されております。

お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第51、議案第51号を先に審議したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第51、議案第51号を先に審議することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま提案されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号は、有田川町副町長の選任の同意についてであります。有田川町副町長の選任について、長年にわたり町行政実務に携わり、豊富な経験と高い識見を有しており、誠実かつ公正な人格である有田川町大字徳田1377番地、井上光生氏を有田川町副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものであります。

なお、御同意いただければ、発令日は令和8年3月25日となります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

○議長（岡 省吾）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

ないようでございますので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 9時32分

再開 9時51分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岡 省吾）

再開します。

……………日程第1 発委第1号……………

○議長（岡 省吾）

日程第1、発委第1号、アメリカ・イスラエルに対し、戦闘の即時中止と交渉による解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

発委第1号、アメリカ・イスラエルに対し、戦闘の即時中止と交渉による解決を求める意見書（案）について、提案理由を申し上げます。

この意見書は、3月3日に開催した議会運営委員会において、委員全員が賛同し、原油供給の滞りによる燃料費の高騰などに対処するため、当委員会の発委により意見書案を上程することに決定いたしました。よろしく御審議の上、御賛同いただけますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（岡 省吾）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定いたしました。

……………日程第2 報告第4号……………

○議長（岡 省吾）

日程第2、報告第4号、令和8年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の事業計画及び予算についてを議題といたします。

本案は、産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、堀江眞智子君。

○産業建設住民常任委員会委員長（堀江眞智子）

去る３月３日の本会議において、当委員会へ審査を付託されました報告第４号、令和８年度財団法人有田川町ふるさと開発公社の事業計画及び予算について御報告をさせていただきます。

委員会は、３月５日木曜日に開催し、令和８年度の事業計画及び予算について、産業振興部長及びふるさと開発公社職員より内容を聞かせていただきました。

説明によりますと、令和７年度に改修を行ったしみず温泉のリニューアル効果が薄れてきたことにより、令和８年度の事業計画及び予算については、観光客数が減少することを見込んだ内容となっております。

しかしながら、対外的な発信力を強化し、清水地域への継続的な来訪を促進するとともに、近隣施設との連携を図ることにより、より多くの集客に努めて収入増につなげていきたいという強い方針が感じられました。

予算については、事業収入が令和７年度に比べ８００万円減の９，７００万円、事業費用については１２８万円減の２，４５２万円と見込んでおります。また、管理費用は３６７万円減の８，５３９万円見込み、最終的な経常利益は３００万円減の２００万円を見込んでいます。

今後の計画としては、従来からの方針を継続しながらも利益につながる新しい試みを行い、地域経済の中心的な役割を果たしていくことを当委員会は期待しているところであります。

以上、審査結果を御報告するとともに、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡 省吾）

以上で委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第３ 議案第４号……………

○議長（岡 省吾）

日程第３、議案第４号、令和７年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第４号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第4 議案第5号……………

○議長（岡 省吾）

日程第4、議案第5号、令和7年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第5 議案第7号……………

○議長（岡 省吾）

日程第5、議案第7号、令和7年度有田川町簡易水道事業会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第6 議案第8号……………

○議長（岡 省吾）

日程第6、議案第8号、令和7年度有田川町下水道事業会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第7 議案第9号……………

○議長（岡 省吾）

日程第7、議案第9号、令和8年度有田川町一般会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

13番、増谷です。議案第9号、一般会計予算について質疑をさせていただきます。

幾つかありますので、ぱっと言ってみて、ぱっと答えが返ってくるんで、聞き取りにくいところがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず1つ目、地方交付税についてであります。税収面で伸びが期待できない中で、地方交付税の算定基準の見直しはどうかということであります。地方交付税は、御存じのように基準財政需要額から基準財政収入額との差額を地方交付税として配分しています。しかし、この基準財政需要額の算定に、単位費用に測定単位、人口などを掛けて、さらに補正係数を掛けて算出されます。過疎地域に指定された自治体に算定基準を厚くするよう、町村会などを通じて国に提案していただきたいんですが、その点いかがでしょうか。

次に2つ目として、新規の奨学金返済の助成制度についてであります。5年間30歳までということで、1人当たり平均の額が出ればですが、そして最低幾らなのか御答弁をいただきたいと思います。

次に3つ目として、不登校児の健康診断についてであります。学校保健安全法第13条第1項から、学校で毎学年定期に児童生徒の健康診断が行わなければならないと規定しております。しかし、健康診断を受けることができなかった児童生徒には、教育委員会や各学校が適切に対応するものと、国はまさに責任逃れのような答弁をしております。そして、しかも実態状況すら把握しておりません。それで、国に対してもっと責任ある対応を求めるのと、対応策として医療機関での個別受診、他学年の健康診断実施日に合わせてとか、または近隣校での受診、校医の病院や健康診断以外で学校へ来る際の受診などの対応例があるということではありますが、そして今後、オンライン診療の受診もどうかと言われておりますが、当町での新年度予算でどういう対策が反映されているのかお答えをいただきたいと思います。

次に4つ目として、いわゆるこども誰でも通園制度についてであります。予算化されておりますが実施主体はあるのか、保育士を確保していると思いますが、この制度が実施されていなくても人件費としてかかってくると思うんですが、現保育所への配置で対応されるのか御答弁いただきたいと思います。

5つ目として、オーストラリアの海外研修についてであります。令和8年度実施予定とお聞きしておりますが、今の世界中の紛争の中で行くことについて、安全性の担保や渡航費用の増額など見込まれるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

次に、町営住宅の問題であります。まず垣倉団地の見直しなどはどうかということであります。吉備地区町営住宅改修費用300万円が予算化されておりますけれども、垣倉団地の修繕も入れておられるのか。垣倉団地の見直しについては、今後どの方向性を持っているのかお聞きしたいと思います。

最後に、消防団についてであります。各地区の消防団がなくなる事例が増えてきております。これが解消した場合、その地区への対応と消防車両等の維持管理はどうなっていくのか。

以上、お答えをいただきたいと思います。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

地方交付税は、人口減少や過疎化の進行により、本町のような自治体にとっても極めて重要な財源であると認識しております。議員御指摘のとおり、過疎地域の実情を踏まえた算定基準の見直しは必要であると考えております。

今後におきましても、町村会を通じて国に対して算定基準などの充実・強化について要望してまいりたいと考えております。

次に、奨学金返済への助成制度についてですが、平均につきましては各個人の返済額や期間が異なってくるために把握はできませんが、毎月の返済額に対して100%の1万円を上限として助成するため、最大の金額は54万円となります。

私からは以上になります。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の御質疑3点について、お答えさせていただきます。

まず1点目、不登校児の健康診断についてでございます。学校保健安全法にありますとおり、教育委員会といたしましても児童生徒の健康は把握しておかなければならないものと認識してございます。各学校で可能な対応を現在しておるところです。その上で必要な支援がございましたら、国に対し要望してまいります。

御指摘いただいておりますとおり、医療機関での個別受診やほかの児童生徒の受診開始前の受診など、児童生徒や保護者と相談の上、対応しているところでございます。オンライン診療につきましては、直接的な触診検査ができない、医師の判断により対面受診が必要になる場合がある、また通信環境も必要となってまいります。以上の課題から、今後、研究の必要があると考えてございます。

次に、誰でも通園制度についてです。こども誰でも通園制度の予算は、町が実施する運営経費と他市町村の施設を利用した場合の負担金を計上させていただいております。現在のところ実施主体は町で、町内民間事業所の実施予定はございません。

また、こども誰でも通園制度は、地域子育て支援センターで実施することとしており、こども園の保育士とは別に確保してございます。子育て支援センターでは、既に子育て支援拠点事業と、また一時預かり事業を実施しており、こども誰でも通園制度と互いの業務を補完できる体制としてございます。

最後に、中学生の海外研修についてでございます。中学生海外研修の安全性の確保につきましては、今後、世界情勢を鑑み、実施するかどうか考えてまいります。また、渡航費用につきましては、現時点において関係業者等から情報収集を行っており、直ちに増額が生じる状況にはないものと認識してございます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

垣倉団地の見通しなどについては、令和８年度当初予算では町営住宅の修繕料、吉備地区で３００万円、金屋地区で１００万円、清水地区で３００万円を計上しております。垣倉団地の修繕は、吉備地区の修繕費用に計上しています。

修繕内容としては、雨漏り、漏水、床の腐食、サッシの立てつけ修繕、軒裏の落下対策等です。吉備地区の町営住宅の今後の見通しですが、全て築年数が５０年を過ぎていて老朽化が進んでおり、現在は入居募集を行っていませんが、入居中の住宅については、これまでどおり修繕対応していきます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

増谷議員の消防団の御質疑についてお答えさせていただきます。

解消された消防団地区への対応につきましては、解消した消防班を隣接する消防班に統合し、その地域の消防団活動を担当させていただくこととなっております。

また、消防車両等の維持管理につきましては、消防団本部事務局が一旦引取りを行い、故障等が起こった場合の予備として活用をさせていただいております。

以上になります。

○議長（岡 省吾）

１３番、増谷憲君。

○１３番（増谷 憲）

再質疑させていただきます。

不登校児の健康診断なんですけれども、先ほど答弁いただきましたが、私は調べたら、国の姿勢がなってないんですよ。難しい状況にあるのは分かります。でも国の姿勢がなってない以上は、現場や教育委員会のせいにしてるわけですよ。だから、この状況把握から含めて対策の検討も含めて、国に対しても要望していくことが大事だと思うんです。

オンライン健診についてはどんなお考えを持っているかお聞きしたんですが、なかなかこれは進みにくいと思います。でも健康診断はやっていかないとあかんで、再度国に対しても求めながらしっかりやっていただけますか。難しい状況があるのは分かっていますがどうですか。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の再質疑にお答えいたします。

町といたしましては、健康診断を受けられない児童生徒がいないように努め、国に対し必要な要望を今後もしてまいります。オンライン健診につきましては、課題もございますので、現状では実施予定はございません。

以上です。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

これ最後の質疑になるんですけども、また幾つか一緒に言います。

まず、誰でも通園制度なんですけども、他市町村を利用した場合の答弁ありました。この他市町村を利用した場合の運営経費と利用者の負担額については、町内での利用と同額になるんかどうかお答えいただきたいのと、それからオーストラリア研修についてなんですが、仮に渡航費用が増額すれば、その分の費用について町が持つのか、保護者が負担するのかお答えいただきたいのと、それから垣倉団地の町営住宅についてであります。仮に入居中の隣が空いておりましたら、既に入居している方がいるまでの間、隣の空いてる町営住宅についても入居してもらう考えはないのかどうかお答えいただきたいのと、それから消防団についてであります。消防団本部事務局というのは消防署内であるかどうかの確認と、それで消防車両については機材もありますけども、どこに保管しているのか最後にお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の再質疑にお答えさせていただきます。

まず、こども誰でも通園制度につきましてですが、他市町村を利用した場合の運営経費は、全国で統一された基準で算定されます。また、利用者の負担額につきましては、利用されました施設により異なる場合がございます。

次に、オーストラリアへの中学生の海外研修についてですが、渡航費用が増額した場合につきまして、現状では保護者の負担が増えることはございません。

以上です。

○議長（岡 省吾）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

増谷議員の再質疑にお答えさせていただきます。

吉備地区の町営住宅は、全て築年数50年を過ぎていて老朽化が進んでいるため、これから入居することは適切でないと考えております。また、今後の町営住宅の運営については、建物の構造及び耐用年限の超過状況等から優先的に用途廃止していくもの、建物の構造は問題ないが耐用年限の超過状況により修繕し維持管理していくが、あくまで入居者の自主退去後に用途廃止していくもの、引き続き修繕し管理していくものになります。このことは令和7年4月に改定した有田川町公営住宅等長寿命化計画でもうたい、令和16年度までの10年計画としていますが、必要に応じて適宜見直してまいります。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

増谷議員の再質疑にお答えさせていただきます。

一旦引取りさせていただきました消防団車両につきましては、消防署敷地内の空地に保管させていただいております。

以上になります。

○議長（岡 省吾）

ほかに質疑はありませんか。

11番、森谷信哉君。

○11番（森谷信哉）

僕、増谷議員みたいに文章をつくってないんで、大分失礼なんですけども、この間、予算研究会のほうで質疑したんやけど、環境衛生課分という中で言うたら、環境衛生課の職員さんに聞いたんですけども、これ総務課の対応になるんでという答弁やったんで、一回総務政策部長のほうにお聞きしたいんですけども、この1億10万円という予算が有田広域分担金環境センター分となってるんですけども、これにつきましては、まず最初は1市3町から始まって、1町、1町減って、今、1市1町でやってると思うんですけども、今まで何年間かかっているのかと、それと負担金の中で言うたら義務的経費と積立金というのがあるんですけども、大体そこら辺が一気に今聞いても分からへなんだからもう答弁はよろしいですけども、結構な金額で言うたら毎年毎年変わっていくと思うんですけど、そこら辺の状況はどうなっているのかと、あと町長に聞きたいんですけども、今まで自分の感覚では結構長いことそういうような議論をしていると思うんですけども、これも今、住民投票するとかデリケートな問題もあると思うんですけども、今後、住民が安心してごみとかを処理するという中でなくてはならん処分施設やと思うんですけども、僕はこれを反対する気はないんですけど、できれば1市1町でもいいさかいに、住民が安心して処理できる場所というのは必要やと思うんですけども、今後、無駄に時間ばかりかかって、お金ばかりかかって、

どっちも用地の取得もできやへんよう前に向かへんよということになったら困りますんで、長の見解を聞きたいと思いますんでよろしく願いいたします。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

森谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

申し訳ありませんが、何年からということでの聞きなんですが、今現在資料を持ち合わせておりませんので、詳しい年数は言えませんが、令和１３年稼働に向けて有田周辺広域圏事務組合で進めて、新ごみ処理施設建設に向けて進めております。

負担金につきましては、ちょっとすみません、お待ちください。

○議長（岡 省吾）

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 １０時１６分

再開 １０時３０分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岡 省吾）

再開いたします。

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

森谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

新ごみ処理施設の建設候補地などの取りかかりの年度については、平成２２年から現環境センターの関係４地区、上中島とか小島、須谷、糸我３地区などと覚書を締結しておりまして、それ以降で新しい新ごみの候補地を探して経過しておる状況でございます。そして、今現在は候補地として須谷地区という計画で進んでおります。

それで負担金につきましては、予算額１億１，０６７万７，０００円ですが、新ごみの事業費としましては２億２，７９３万１，０００円で、そのうち均等割３０％、人口割７０％で算出された負担額になります。

主な内容は、給料等人件費で約２，３００万円、そして運営事業者選定支援業務委託で３２０万円ほど、そして一般廃棄物処理基本計画見直し業務委託で７５０万円ほど、そして新ごみ基金積立金として１億８，０１５万３，０００円などが主な事業費となっております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

期間とか事業費とかは、今答弁させていただいたとおりでございます。

また、御提案いただきましたように、建設は推進していかなくてはならないものでありまして、その中で住民の皆さん方の御理解をいただけるように進めていかなくてはならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

11番、森谷信哉君。

○11番（森谷信哉）

今、部長が言うてくれたんですけど、これ住民の大事なお金になりますんで、同じところで足踏みするという中では僕はいかへんと思うんですけども、逆に言うたらやけど、住民の生活を守るためやったらなくてはならん施設やと思いますんで、これ前向きに早く進めていきますように、十分に力強い応援をしてもろうて、一日でも早く住民の生活、安心が担保できますように努力をよろしくお願いいたします。これは答弁は結構です。

それとまた、さっき言われた数字の件なんですけども、僕、手がどんくさいんでよう書かんで、後で書類だけいただきましたらうれしいんで、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（岡 省吾）

ほかございませんか。

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

またオーストラリアへの派遣の件なんでございますが、前回の全員協議会のところで聞かせていただいた、保護者から徴収するお金、1人当たり一様に20万円ということで、その合計で30名ということで600万円なんですけども550万円と。約5名の方が半額でというような算定をされていると思うんですけども、それはそれでよしとして考えたときに、50万円のお金というのはどこから出るのかなということです。今、聞いてる中では保護者から頂いたお金と、もう一つは基金のほうから出てる。一般財源のほうは僅か1万円ほどというような状況だったと思うんですけども、その50万円というのは基金の中から算出するような形になるんですかねというのを一度確認していただきたかったので、答弁よろしく申し上げます。

○議長（岡 省吾）

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 10時34分

再開 10時35分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岡 省吾）

再開いたします。

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

栗山議員の御質疑にお答えさせていただきます。

財源につきましては、参加費とそれ以外は合併地域振興基金を財源としております。
以上です。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

全体的な話なんですけども、今回、新しい坂頭町長が予算編成に携わっていると思うんですけども、この中で大きくスクラップ・アンド・ビルドしたものというのは何があるのかなということで、全部じゃなくていいですし、こんなことやってますよというのがあれば、それをお示しいただきたいなと思うんですけどもいかがですか。

○議長（岡 省吾）

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 10時36分

再開 10時37分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岡 省吾）

再開いたします。

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

私、2月から登庁させていただきまして、基本的には中山前町長の政策も承継させていただいているところでございます。

その中で大きなスクラップ的なものというのはいないんですけれども、政策の中では、子育て関係の予算は今までどおり来てると思うんです。その中で、学校施設が今後の体育館とかの空調整備だとかいったところの整備も進めていっているところでございます。

それから、先ほど御質問の中にありました奨学金の返還の支援制度とかいったことが令和8年度のところに盛り込んできているところでございます。これからも子育て支援とか充実してまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

ほかに質疑ございませんか。

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

教育部長にお聞きします。

先ほどの世界状況を鑑みて、オーストラリアの派遣に対しては計画を考えますということだったんで、それほど今の世界状況に対して判断が必要なときに、それを鑑みて行かんなんもんか、そういう状態のときに無理やりそれを行かんなんもんか、そこらの判断をもう一度お聞かせ願えますか。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えいたします。

コロナのときもそうでしたけれども、関係機関とか専門機関も含めて状況把握に努めて、総合的に実施するかどうかを判断させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

だから今の状況を判断せんといかんような危険な状態であるという解釈で、その答弁を僕は取ったんですよ。状況判断してということは、そういう状況を判断せざるを得やん事態に立ってる。だから、それを鑑みて今後決めたいと増谷議員に答弁をいただいたんで、そういう状況ですかという確認なんですよ。現在そういう危険なところへ学生を行かすということになれば、そういう状況になればいかなもんかなという質問に対しての答弁をいただきましたんで、その点はいかがですかってお聞きしてるんです。その点いかがですか。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えいたします。

現時点において、旅行関係の状況を見たときに、実施を現時点で中止するという状況にはないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（岡 省吾）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第 8 議案第 10 号……………

○議長（岡 省吾）

日程第 8、議案第 10 号、令和 8 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

13 番、増谷憲君。

○13 番（増谷 憲）

国保特別会計予算について質疑をさせていただきます。具体的な中身でお聞きしますので、部長にお答えいただきたいと思います。

まず、国保被保険者数の中で所得 100 万円以下の人数を教えてください。

2 つ目に、7 割・5 割・2 割軽減の各人数を教えてください。

それから、滞納世帯数を教えてください。

以上です。

○議長（岡 省吾）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

国民健康保険の被保険者数の中で所得 100 万円以下の人数でございますが、令和 8 年 1 月末現在の人数で 2,351 人でございます。

軽減者数でございますが、7 割軽減で 1,537 名、5 割軽減で 882 名、2 割軽減は 786 名となっております。

次に、滞納世帯数でございますが 313 世帯となっております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

議案第10号、国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

国保制度は、御存じのように国保法第1条で社会保障制度であると明記されていますが、相互扶助のように説明がされがちになっています。そして、協会けんぽのように事業主負担がありません。また、均等割額を小学生以上からも徴収することになっております。

それで、先ほどお聞きしました所得100万円以下の被保険者数が2,351人、実にして37.4%、7割・5割・2割の軽減者数は3,205人の何と51%も占めております。このように、負担増に実際なっているわけです。もともとこの国保制度、国庫負担を45%から引き下げたのが全国の自治体の国保会計を圧迫させる状態になりました。当町に以前この国庫負担の減額を試算してもらったことがあります。そのときには1億円以上も減額になったとお聞きしました。

さらに高額療養費の負担上限額であります。住民税課税の70歳以上の負担額を引き上げ、さらに国は引き上げる方向で進めております。また、国保広域化で実際、町独自で決められず、国保財政が赤字の市町村の分まで負担を強いられることになってまいります。

最後に、国庫負担を増やし、18歳までの子供の均等割を廃止すべきことを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（岡 省吾）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（岡 省吾）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第9 議案第11号……………

○議長（岡 省吾）

日程第9、議案第11号、令和8年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題

といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

議案第11号、後期高齢者医療特別会計予算について、同じような質疑をさせていただきます。

まず、所得100万円以下の被保険者数、そして1割負担の被保険者数、7割・5割・2割の軽減者数を御答弁いただきたいと思います。

○議長（岡 省吾）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

後期高齢者医療保険の被保険者数でございますが、所得100万円以下の被保険者数は4,190人でございます。令和8年1月末現在の数字でございます。1割負担の被保険者数は3,624名でございます。7割軽減・5割軽減・2割軽減の軽減者数なんですけども、7割軽減が2,534名、5割軽減が498名、2割軽減が371名となっております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

議案第11号、後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、広域連合で保険料などを決めています。国は75歳以上は病気やけがのリスクが高いということで、老人保健制度からこの制度の移し替え、しかも2年に1回、保険料の引上げや制度の見直しを行ってまいりました。それで当町の場合、まだ1割負担が77%も占めるということは、経済的な弱者が多いということとであります。

先ほどの質疑の答弁でも、所得100万円以下の方が89%も占めるという実態があります。そして、7割・5割・2割の軽減者は何と72.3%も占めております。そして、今年度から徴収をしてくる子ども・子育て支援の負担額は、所得100万円の2人世帯で年額2,811円、所得100万円の単身者で2,533円の負担増と

なります。この額は年間ですけれども軽減が利いた額でありますから、さらに負担が増えてきます。

よって、所得の少ない方が多くを占めるこの後期高齢者医療保険制度は、今後さらに私は矛盾が出てくることを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（岡 省吾）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（岡 省吾）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第１０ 議案第１２号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１０、議案第１２号、令和８年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

１３番、増谷憲君。

○１３番（増谷 憲）

議案第１２号、令和８年度介護保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論させていただきます。

この制度は、２０００年から始まった介護保険制度であります。２６年目を迎えますけれども、この間、介護報酬の削減、１割負担の利用料を２割・３割の引上げ、介護施設の職員居住費の負担増、要支援１・２の特養施設からの締め出しなど、相次ぐ改悪が行われてきました。この介護保険制度を最初につくられた方が、今の介護保険制度は詐欺だと言うくらいひどい状態になっているわけであります。

また、介護の人材不足が介護保険制度そのものを脅かす事態ともなっております。ヘルパーの年齢は６０歳以上が４割を占め、２０代のヘルパーは全体の４％前後にすぎません。介護従事者の苛酷な労働環境と処遇が大変悪い状況にあります。介護従事

者の賃上げをすれば保険料や利用料に跳ね返る仕組みになっていますから、これらを改め、国費による賃金引上げの仕組みを国がつくるべきであります。そして、介護職の人員配置基準を3対1から2対1に引き上げること、要支援1・2の在宅サービスの保険給付費外しをやめ、給付対象にすべきであります。さらに、生活援助の基準時間を45分に減らしましたから、これも60分に戻すべきであります。施設での補足給付も負担増になりました。

当町は今年も介護保険料を据え置いていただきましたが、次期計画で引上げにならないか心配もし、介護保険の国庫負担割合を今の割合からせめて10%引き上げることの必要性も申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（岡 省吾）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（岡 省吾）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第11 議案第13号……………

○議長（岡 省吾）

日程第11、議案第13号、令和8年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第１２ 議案第１４号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１２、議案第１４号、令和８年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（岡 省吾）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、一時議事を中断いたします。

長い間、町発展のために御尽力いただきました職員の皆様が、３月３１日をもって退職されます。

総務政策部長より退職される皆様の役職及び氏名を紹介したい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

それでは、本年度末３月３１日付をもちまして退職する部長級、課長級の職員を紹介させていただきます。

消防長、岩井伸幸です。

社会教育課長、西井裕子です。

金屋第三こども園長、生賀美紀です。

以上、３名です。

○議長（岡 省吾）

退職者を代表して、消防長、岩井伸幸君から挨拶の申出がありましたので許可いたします。

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、退職者を代表いたしまして御挨拶をさせていただきます。

本日は、私たちのために議場における大変貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ここにおります私たち3名のほか総勢7名は、この3月末をもって有田川町職を退職いたします。私たちは、それぞれの職務に奉職して以来、様々な出来事や思いがありましたが、何とか大過なく務めさせていただけたものと感じております。

私は昭和62年に入職し、早や39年が経過した中で、当町の安心で安全なまちづくりに微力ながら協力させていただけたと幸せに思います。これも議員の皆様方をはじめ坂頭町長、町執行部の皆様の御指導、御鞭撻、御協力のおかげと深く感謝を申し上げます。

今後は、それぞれに新たな道を歩むこととなりますが、またどこかで有田川町の発展に協力できればと思いますので、変わらぬ御厚情とお付き合いをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、職員の皆様並びに町執行部の皆様のますますの御健勝、御活躍を御祈念申し上げますとともに、有田川町の今後ますますの御発展を御祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、退職に当たってお礼の言葉とさせていただきます。長い間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（岡 省吾）

退職される皆様に申し上げます。

長年にわたり役場職員として職務に精通され、その間、町の発展に献身的に取り組まれ、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

どうか健康にはくれぐれも御留意されまして、今後とも有田川町発展のために御支援、御協力を賜りますようによりしくお願い申し上げます。本当に永らくお疲れさまでございました。

（拍手）

議事を再開いたします。

……………日程第13 議案第15号……………

○議長（岡 省吾）

日程第13、議案第15号、令和8年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第１４ 議案第１６号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１４、議案第１６号、令和８年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第１５ 議案第１７号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１５、議案第１７号、令和８年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第１６ 議案第１８号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１６、議案第１８号、令和８年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第１７ 議案第１９号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１７、議案第１９号、令和８年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第１８ 議案第２０号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１８、議案第２０号、令和８年度有田川町水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第１９ 議案第２１号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１９、議案第２１号、令和８年度有田川町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２０ 議案第２２号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２０、議案第２２号、令和８年度有田川町下水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

１３番、増谷憲君。

○１３番（増谷 憲）

議案第２２号、下水道事業会計予算について、反対の立場から討論を行います。

公共下水、農業集落排水、簡易排水、浄化槽事業の４つが一本化されて下水道事業になりました。先行投資が大きく、赤字が続く状態にあります。また、それに伴って接続率も鈍化してきております。今後を見通しますと、現在の使用料では賄えず、受益者負担の原則から使用料の引上げとならざるを得ない状況にあります。使用料の滞納も増えてくるのではないのでしょうか。

下水道施設整備や維持管理費がかかる費用は、長期にわたり多額の投資となってきます。下水道法に基づく公共性を図るためには、負担能力に応じた町の裁量で繰り入れることができた特別会計とは違い、財政負担はさらに増えていくことになるのではないのでしょうか。

さらに、今後予想される東南海・南海地震による施設への影響を考えると、大変心配することも申し上げて、反対討論とさせていただきます。

○議長（岡 省吾）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（岡 省吾）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２１ 議案第２３号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２１、議案第２３号、有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２２ 議案第２４号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２２、議案第２４号、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２３ 議案第２５号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２３、議案第２５号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２４ 議案第２６号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２４、議案第２６号、有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２５ 議案第２７号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２５、議案第２７号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２６ 議案第２８号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２６、議案第２８号、有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２７ 議案第２９号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２７、議案第２９号、有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２８ 議案第３０号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２８、議案第３０号、有田川町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２９ 議案第３１号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２９、議案第３１号、有田川町へき地保育所条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第３０ 議案第３２号……………

○議長（岡 省吾）

日程第３０、議案第３２号、有田川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第３１ 議案第３３号……………

○議長（岡 省吾）

日程第３１、議案第３３号、有田川町農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第３２ 議案第３４号……………

○議長（岡 省吾）

日程第３２、議案第３４号、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設宿泊棟条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第３３ 議案第３５号……………

○議長（岡 省吾）

日程第３３、議案第３５号、有田川町野営場等林間休養施設条例の一部を改正する
条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第３４ 議案第３６号……………

○議長（岡 省吾）

日程第３４、議案第３６号、有田川町山の家条例の一部を改正する条例の制定につ
いてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第３５ 議案第３７号……………

○議長（岡 省吾）

日程第３５、議案第３７号、有田川町ふるさとふれあいの丘条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第３６ 議案第３８号……………

○議長（岡 省吾）

日程第３６、議案第３８号、有田川町営キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第３７ 議案第３９号……………

○議長（岡 省吾）

日程第３７、議案第３９号、有田川町かなや明恵峡温泉条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

６番、椿原竜二君。

○６番（椿原竜二）

６番、椿原です。質疑させていただきます。

今までは、かなや明恵峡温泉が大人７００円で入場できていたと思います、使用料７００円で定められておりましたから。今回が使用料の上限を１，０００円にするという改定でありますけれども、あくまでも上限設定でありますから、実際幾らで入浴できるように考えているのかお答えいただけますか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

近年の物価や光熱費、人件費の高騰により、経営環境は厳しい状況が続いております。このため、社会経済情勢を踏まえた適正な価格、料金体系への見直しが必要と考えております。

価格につきましては、町民の利用を促すために町内料金は据え置く一方で、土日祝日における町外利用者の料金について見直しを行い、収支の改善を図るものでございます。料金につきましては、県内日帰り温泉の平均値でございます９００円と考えております。

今後もサービス向上や誘客施策の充実を図り、温泉を中心とした地域活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

答弁ありがとうございました。

町民に関しては700円据置きという答弁でありました。単純に物価高騰もする中で、ある程度使用料が上がってしまうのは仕方ないのかなと思うところもありますけれども、あくまでも経営改善をするために単純に値上げをするといったそんな簡単な話ではなくて、もっともっと経営努力しなければいけないところって私はたくさんあると思っておるんです。なのでその辺、しっかりとやっていただきたいなということと、もう一点は、今回上限1,000円で条例改正するわけですから、これやってしまうと何かといいますと、今まではこの明恵峡温泉の入浴料が高くなるときは議会の可決が必要だったのが、今回上限を設定してしまうことによって町営温泉にもかかわらず、勝手に値上げできるといいますか、議会の何の許可もなく値上げができてしまうような状況になってきますんで、この辺は今後町民の負担が増える、利用料金を上げるというようなことを考えるのであれば、条例上はいけるかもしれませんが、しっかり委員会なり、全員協議会なり、議会にでもしっかりと説明をした上で検討していただきたいなということをお約束していただきたいんですけれども、その辺答弁いただけますか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

委員会もございます。委員長とも相談しながら対応のほうはさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第３８ 議案第４０号……………

○議長（岡 省吾）

日程第３８、議案第４０号、有田川町しみず温泉条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第３９ 議案第４１号……………

○議長（岡 省吾）

日程第３９、議案第４１号、有田川町花の里河川公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第４０ 議案第４２号……………

○議長（岡 省吾）

日程第４０、議案第４２号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第４１ 議案第４３号……………

○議長（岡 省吾）

日程第４１、議案第４３号、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第４２ 議案第４４号……………

○議長（岡 省吾）

日程第４２、議案第４４号、有田川町花の里河川公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第４３ 議案第４５号……………

○議長（岡 省吾）

日程第４３、議案第４５号、有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第４４ 議案第４６号……………

○議長（岡 省吾）

日程第４４、議案第４６号、有田川町栗生財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第４５ 議案第４７号……………

○議長（岡 省吾）

日程第４５、議案第４７号、有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第４６ 議案第４８号……………

○議長（岡 省吾）

日程第４６、議案第４８号、有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第４７ 議案第４９号……………

○議長（岡 省吾）

日程第４７、議案第４９号、有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

次に、日程第４８、議案第５０号については、産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、堀江眞智子君。

○産業建設住民常任委員会委員長（堀江眞智子）

去る３月３日、本定例会初日に当委員会へ付託されました議案第５０号、有田川町道路線の認定について、産業建設住民常任委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は３月５日に開催し、建設環境部長及び建設課長から概要の説明を受け、現地にて状況の調査を行いました。

議案第５０号、町道１０２１号線は、土生地区の住宅用地内において開発区域内道

路として整備されたものであります。幅員が6.0メートル、延長が72.713メートルで、町の開発指導要綱に基づいて整備が行われ、道路要件を満たしていることから、町道に認定することが妥当であると全員一致で決定いたしました。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（岡 省吾）

以上で、産業建設住民常任委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第48 議案第50号……………

○議長（岡 省吾）

日程第48、議案第50号、有田川町道路線の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第49 諮問第1号……………

○議長（岡 省吾）

日程第49、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定いたしました。

……………日程第50 諮問第2号……………

○議長（岡 省吾）

日程第50、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定いたしました。

……………日程第51 議案第51号……………

○議長（岡 省吾）

これより日程第51、議案第51号、有田川町副町長の選任の同意についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○議長（岡 省吾）

ただいまの出席議員は13人でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、栗山昌之君及び6番、椿原竜二君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

〔投票用紙の配付〕

○議長（岡 省吾）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔配付漏れなしを確認〕

○議長（岡 省吾）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱を点検〕

○議長（岡 省吾）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔 投 票 〕

○議長（岡 省吾）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

栗山昌之君及び椿原竜二君、開票の立会いをお願いいたします。

〔 開 票 〕

○議長（岡 省吾）

投票の結果を報告します。

投票総数 1 3 票、有効投票 1 3 票、有効投票のうち賛成 8 票、反対 5 票、以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、議案第 5 1 号、有田川町副町長の選任の同意については、同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場を開く〕

○議長（岡 省吾）

ただいま副町長に選任の同意がされました井上光生君が議場に來られております。

御挨拶をお願いしたいと思います。

〔井上副町長、入場〕

○議長（岡 省吾）

井上光生君より発言の申出がありますので、これを許可します。

○副町長（井上光生）

皆さん、こんにちは。井上光生でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

副町長の選任につきまして、皆様方の御同意を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

私は徳田で生まれ、旧吉備町に奉職以来、昨年度末まで有田川町の職員としてまちづくりに関わってまいりました。もとより微力ではございますが、これまでの経験を生かし、有田川町の発展のために誠心誠意全力で尽くしてまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻賜りますようよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますがお礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(拍手)

○議長（岡 省吾）

井上君、これから副町長として御活躍されることを期待しております。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

〔井上副町長、退場〕

……………日程第５２ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（岡 省吾）

日程第５２、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付いたしました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定いたしました。閉会中、よろしくお願いいたします。

……………日程第５３ 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（岡 省吾）

日程第５３、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。閉会中、よろしくお願いいたします。

……………日程第５４ 議員派遣の件……………

○議長（岡 省吾）

日程第５４、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第１２８条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

……………日程第５５ 議長への委任について……………

○議長（岡 省吾）

日程第５５、議長への委任について。

お諮りいたします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第４５条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和７年第１回有田川町議会定例会を閉会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

閉会 １１時４０分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有 田 川 町 議 会 議 長 岡 省 吾

2 番 議 員 井 本 芳 秀

13 番 議 員 増 谷 憲